

記者発表資料

**「平成30年度 富士川流域における減災対策協議会」の開催
～取組のフォローアップと山梨県管理河川の取組方針の策定～**

富士川流域では「水防災意識社会」の再構築を目的として、沿川市町、県、国が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成28年4月27日に「富士川流域における減災対策協議会」を設立し、平成28年8月29日開催の同協議会では「富士川流域の減災に係る取組方針」を取り纏めました。

今回、去年の協議会に引き続き平成30年出水期までの取組の実施状況のフォローアップに加え、山梨県が管理する河川の減災に係る取組方針を取り纏めるため、「平成30年度富士川流域における減災対策協議会」を下記のとおり開催致します。

記

1. 開催日時：平成30年 4月24日(火)
13時00分から14時00分
2. 開催場所：KKR甲府 ニュー芙蓉(別紙-1)
3. 構成員：別紙-2「富士川流域における減災対策協議会 構成員」のとおり
4. 議 事：別紙-3「議事次第」のとおり

※マスコミ関係者(報道機関)には、会議は公開しますが、会議の運営上、写真及び映像(ビデオ)等の撮影は、冒頭の挨拶までとさせていただきます。

※取材をされる場合は、甲府河川国道事務所調査第一課(055-252-8884)へ
4月23日(月)15時までにご連絡下さい。

※なお、災害対応等やむを得ない理由により、中止になる場合があります。

※その他、取材に関する詳細は、別紙-4をご覧ください。

富士川流域における減災対策協議会のページ(甲府河川国道事務所 災害情報普及支援室)
<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/koufu00414.html>

同時発表記者クラブ

山梨県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、竹芝記者クラブ、神奈川県建設記者会

問い合わせ先

【フォローアップに関すること】

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所

副所長(河川) 太田 久(おおた ひさし) TEL: 055-252-5491

地域防災調整官(河川) 岸上 仁(きしうえ ひとし) TEL: 055-252-8884

【山梨県管理河川の取組方針に関すること】

山梨県 県土整備部 治水課

課長補佐 蛭原 秀典(えびはら ひでのり) TEL: 055-223-1700

会場案内図

別紙－1



KKR甲府 ニュー芙蓉(1F・アメジスト)
〒400-0026
山梨県甲府市塩部3丁目6-10
TEL:055-252-1327(代)

富士川流域における減災対策協議会 構成員

会長 国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所長
副会長 山梨県 県土整備部技監
国土交通省 関東地方整備局富士川砂防事務所長
国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所長
気象庁 甲府地方气象台長
気象庁 静岡地方气象台長
山梨県 防災局 次長
山梨県 治水課長
山梨県 砂防課長
静岡県 交通基盤部河川砂防局長
静岡県 富士土木事務所長
静岡県 静岡土木事務所長
北杜市長
韮崎市長
甲斐市長
南アルプス市長
昭和町長
中央市長
市川三郷町長
富士川町長
甲州市長
山梨市長
笛吹市長
甲府市長
身延町長
早川町長
南部町長
富士宮市長
富士市長
静岡市長

平成30年度 富士川流域における減災対策協議会

平成30年4月24日(火)13:00～

KKR甲府 ニュー芙蓉

1F・アメジスト

議事次第

・開 会

・挨拶

会 長 国土交通省甲府河川国道事務所 事務所長

・議 事

- 1.規約の改正(水防法改正他に基づく規約の改正)
- 2.「富士川流域における減災にかかる取組方針」のフォローアップ
- 3.山梨県管理河川の取組方針の策定
- 4.その他

・閉 会

富士川流域における減災対策協議会の開催について（報道の方へ）

標記会議について下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

記

1. 開催日時

平成30年4月24日（火） 13:00から（1時間程度を予定）

2. 開催場所

KKR甲府 ニュー芙蓉（1Fアメジスト）

山梨県甲府市塩部3丁目6-10

3. 会議の公開

．写真及び映像（ビデオ）等の撮影は、冒頭の挨拶までとさせていただきます。

．会議は全て傍聴可能です。

4. 報道関係者の受付

．受付日時 平成30年4月24日（火） 12:30～12:50まで

．受付場所 KKR甲府 ニュー芙蓉（1Fアメジスト）前に受付を設けております。

．取材をされる場合は、甲府河川国道事務所調査第一課（055-252-8884）に 4月23日（月）15時までに ご連絡下さい。

．当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。

．スペースが限られているため、机や椅子が不足する事態もあり得ますが、ご理解ください。

．取材される報道機関の方は、取材者証（腕章）の着用をお願いします。

5. 取材に当たっての注意事項

取材に当たっては、以下の注意事項をご確認いただき、その遵守へのご協力をお願いします。

．事務局の指定した場所以外での撮影、取材は、ご遠慮ください。

．傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。

．取材に必要な電源は、各社（各自）にてご用意下さい。

．携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。

．会場では、着席のうえ、静粛に傍聴して下さい。

．会場での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。

．事故防止の観点から、取材に当たっては節度ある行動をお願いします。

．手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いします。

．会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。

．災害対応等やむを得ない理由により、中止になる場合があります。